

「夜間宿所を無料長期滞在ホテルに建て替えも選択肢」と??

「越年臨泊」 = 「夜間宿所+食券+風呂券」でもいい・・・と?

喜ぶべきか、悲しむべきか???

8月17日開催、「西成特区有識者座談会」の鈴木座長の報告文を紹介します。

『(夜間宿所の)プレハブの建物については、そろそろ限界。環境を改善した上で、建て替えが必要。／一時的でない恒常的利用者も多いことを考えると、シエルトについては、「居場所」として、活用してはどうか。』(これを無料長期滞在ホテル構想と受け取るのは誤解か?)

『一方、生活保護の拡大によって、既に利用者が減少していることや、特区による「仕事づくり」を進めて行くことを考えると、将来的には需要が減少してゆく』

低額年金受給者で夜間宿所や特掃を利用している人はどれくらい居るのだろうか。「無料長期滞在ホテル」になると、生活保護を打ち切られて移ってくる人も出そうなのもするが・・・。生保が減れば良しか???

『西成区の広報紙「にしなり我が町」は、平成24年9月号から毎月1日発行となります。』

これまで毎月1日発行していた「大阪市政だより」は8月号で終了となります。』

ということで、15日発行では最終号となった8月号から、二つの「お知らせ」を紹介します。

ちなみに、巻頭は新西成区長 臣永正廣さんの新任挨拶「『西成のバース』になりたい」でした。



お知らせ

西成特区構想を考えるシンポジウムを開催します

西成区では、「西成特区構想」の実現に向けて、大きな方針を話し合う有識者座談会を開催しています。

これまでの有識者座談会のご報告と区民の皆さまのご意見をお聞きするために、このたび、シンポジウムを開催します。

鈴木巨大阪市特別顧問をはじめとす

る有識者座談会委員が出席します。

■日時 8月27日(月)
19:00～21:00

■場所 区民センター ホール

■内容 ①基調講演 ②質疑応答

■定員 600名(先着順)

■問い合わせ 総務課(総合企画担当)

☎6659-9625 7階 72番窓口

あいりん貯蓄組合からのお知らせ

あいりん貯蓄組合事業は、日雇い労働者等の福祉増進のため、貯蓄の奨励を図ることを目的に、昭和37年から実施してまいりました。しかしながら、事業開始から半世紀近くが経っており、利用者も大幅に減少していることなどから、事業開始当初の意義も薄れてきました。これらの状況を鑑み、あいりん貯蓄組合事業は、平成24年3月末をもって廃止いたしました。

現在は、清算業務として、預金の解

約、出金のみ取り扱いとなっております。つきましては、現在も継続して預けられている場合には、お早めに解約、出金をお願い致します。

なお、従前どおり、10万円以上の解約、出金は前日までにご連絡ください。

■問い合わせ

〒557-0002 太子1-15-17

大阪市立更生相談所内 あいりん貯蓄組合

☎6649-4900 FAX 6649-3729

しこうそう かま さき (あいらん地域) の福祉相談窓口です。

やかんしゅくしりょう ただ りょう しゅうへん こうえん のじゅく かりご やせいかつ せいかつ
夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

しりつこうせいそうだんしょ しこうそう かまがさき ちいき ない かんしゅくりょうしゃ やかんしゅくしりょうしゃ ちくない のじゅく
市立更生相談所(市更相)は、釜ヶ崎(あいらん地域)内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

やくしよ かんかつ なわぼ しこうそう まどぐち てんのうじこうえん ね てんのうじくやくしよ そうだん
役所は管轄(縄張り)にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

さいてい そうだん い まえ ぼん やかんしゅくしよ しゅうへん さんおう たいし しこうそうしゅうへん ねと
最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

おおさかしりつこうせいそうだんしょ
大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

からだ ちょうし わる ひと いしゃ しょうかい たいがい いりょう がんか しか びょうき
体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護(入院保護)とすることとなります。

2) 施設相談

にち さんしょくふろつ からだ ちょうし ととの ひと さんとくりょう せいかつ りょう そうだん くだ
2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。
さいきん りょうしゃ すく ことわ すく いりょう じゅしん あと いりょう そうだんしつ そう
最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。
しこうそう せいかつ しょうかいじょう も さんとくりょう うけつけ い せいかつほごほうがい えんじよ
市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

にち ちょうき しせつ はい たいりよく かいふく かど いんしゅ いぞん わる せいかつしゅうかん かいぜん
2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮(生活保護施設)への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

じゅうきよ ひと か せいかつほご なか きょたくほご しんせい
住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。
ばあい いりょうそうだん しせつ そうだん きょたくほご そうだん しょくいん つた ひつよう
この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。
おおさかし せいかついこうしえんじぎょう じゅうきよ ひと じゅうきよ さが あいだ せいかつひ しきゅう
大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

ちゅうき しききん ちんたいじゅうたく はい ひと にゅうきよ ひ けいやくしよ も たんとう く
注記: 敷金のいらない賃貸住宅(マンション・アパート)に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。保護費が下りるまでの生活費のメドを立てておく必要があります。